（地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の地方債に関する省令（次項において「新地方債に関する省令」という。）附則第八条の二の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方財政法第五条の三第五項第一号及び第五条の四第三項第一号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額（以下この条において「当該年度の前年度の資金の不足額」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項の規定により新規則の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新地方債に関する省令附則第八条の二の規定を適用するものとする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（次項において「新健全化則」という。）附則第四条の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第二号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剰余額、同法第二十二条第二項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び当該年度の前年度の事業の規模（以下この条において「資金の不足額等」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項の規定により新規則の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新健全化則附則第四条の規定を適用するものとする。

告　示

○総務省告示第四百七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画を次のように定め、平成二十五年一月一日から施行する。

なお、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）は、平成二十四年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十四年十二月二十五日

総務大臣　樽床　伸二

周波数割当計画

第１　総則

１　この計画において、法第26条第２項第１号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則第１条に規定される次の無線業務により表示する。

固定業務

特定の固定地点間の無線通信業務をいう。

固定衛星業務

１又は２以上の衛星を使用する際に与えられる位置における地球局相互間の無線通信業務をいう。与えられる位置とは、特定の固定地点又は特定された領域内の全ての固定地点を含むことができる。ある場合には、この業務は、衛星間業務においても設定することができる衛星間の回線を含む。この業務は、他の宇宙無線通信業務のためのフィーダリンクを含むことができる。

衛星間業務

人工衛星相互間を接続する無線通信業務をいう。

宇宙運用業務

専ら宇宙機の運用、特に宇宙追尾、宇宙遠隔測定及び宇宙遠隔指令に関する無線通信業務をいう。これらの機能は、通常、宇宙局を運用している業務の範囲内で行われる。

移動業務

移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

移動衛星業務

次の無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

・　移動地球局と１若しくは２以上の宇宙局との間又はこの業務で使用される宇宙局相互間の無線通信業務

・　移動地球局相互間の１又は２以上の宇宙局を経由する無線通信業務

陸上移動業務

基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間の移動業務をいう。

陸上移動衛星業務

移動地球局が陸上にあるときの移動衛星業務をいう。

海上移動業務

海岸局と船舶局との間、船舶局相互間又は関係船上通信局相互間の移動業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

海上移動衛星業務

移動地球局が船舶上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動業務

航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の移動業務をいう。救命浮機局も、この業務に参加することができる。また、非常用位置指示無線標識局も、指定された遭難周波数又は非常用周波数でこの業務に参加することができる。

航空移動（Ｒ）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全及び正常な飛行に関する通信のために確保された航空移動業務をいう。

航空移動（ＯＲ）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動業務をいう。

航空移動衛星業務

移動地球局が航空機上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動衛星（Ｒ）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全又は正常な飛行に関する通信に確保された航空移動衛星業務をいう。

航空移動衛星（ＯＲ）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動衛星業務をいう。

放送業務

一般公衆によって直接に受信されることを伝送の目的とする無線通信業務をいう。この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。

放送衛星業務

一般公衆によって直接受信されることを目的として、信号を宇宙局によって伝送し、又は再伝送する無線通信業務をいう。この業務における「直接受信」には、個別受信及び共同受信の双方を含む。

無線測位業務

無線測位のための無線通信業務をいう。